

平成27年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成26年3月24日（火）

午後3時00分～午後4時46分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化スポーツ課】

(1) 『議案第16号』平成27・28年度千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

【子ども総務課】

(1) 『議案第17号』千代田区教育委員会会議規則等の一部を改正等する規則

(2) 『議案第18号』千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

(3) 『議案第19号』千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

(4) 『議案第20号』千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(5) 『議案第21号』千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

【子ども支援課】

(1) 『議案第22号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

【指導課】

(1) 『議案第23号』千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(2) 『議案第24号』幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

(3) 『議案第25号』幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(4) 『議案第26号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(5) 『議案第27号』幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(6) 『議案第28号』幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(7) 『議案第29号』幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇格等に関する規則の一部を改正する規則

(8) 『議案第30号』幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準の一部を改正する基準

第 2 協議

【子ども総務課】

(1) 千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一

部を改正する規則

(2) 日比谷図書文化館文化財事務室処務規程等の一部を改正する訓令

(3) 区長の権限の委任及び補助執行について

【指導課】

(1) 千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 平成27年度 小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）

(2) 退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会（3月31日）

(3) 千代田区立学校 宿泊行事の見直し

【指導課】

(1) 千代田区中等教育の在り方検討会報告書

(2) ふれあい月間（第3回）の実施後の調査

(3) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（2月）

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 平成27年度 教育広報「かけはし」年間掲載予定（案）

(2) 九段中等教育学校連絡橋について

(3) 教育委員会行事予定表

(4) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

【学務課】

(1) 学級編成における区独自制度の試験的实施

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司

指導課長	佐藤 興二
図書・文化振興担当課長	柳 晃一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

副参事（特命担当）	大井 良彦
-----------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから平成27年教育委員会第5回定例会を開会します。

大井副参事は、公務のため欠席です。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

告示以降に、千代田区長から教育委員会への協議事項があったため、議事日程に追加がございます。第2、協議、子ども総務課分、（3）区長の権限の委任及び補助執行についてを本日の議事日程に追加いたしました。

◎日程第1 議案

文化スポーツ課

（1）『議案第16号』平成27・28年度千代田区文化財保護審議会委員の委嘱
子ども総務課

（1）『議案第17号』千代田区教育委員会会議規則等の一部を改正等する規則

（2）『議案第18号』千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

（3）『議案第19号』千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

（4）『議案第20号』千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

（5）『議案第21号』千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

子ども支援課

（1）『議案第22号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

指導課

（1）『議案第23号』千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

（2）『議案第24号』幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正

する規則

- (3) 『議案第25号』 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第26号』 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第27号』 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第28号』 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 『議案第29号』 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇格等に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 『議案第30号』 幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準の一部を改正する基準

近藤委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。

説明は関連する内容ごとにまとめて取り扱い、採決は議案ごとに行うことといたします。

議案第16号、平成27・28年度千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について、図書・文化振興担当課長より説明を願います。

図書・文化振興担当課長

それでは、議案第16号、平成27・28年度千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について説明をいたします。

文化財保護条例に定めます文化財保護審議会委員でございますが、定数は7名ございまして、現在6名の委員の方が在籍されております。再任についてお願いしましたところ、こちらの資料にございますように、小林忠先生、谷川章雄先生、谷口貢先生、吉良芳恵先生、加藤貴先生、再任のご同意をいただきましたので、本日再任をお諮りさせていただくものでございます。

以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、議案第16号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第16号を決定することとします。

続きまして、議案第17号、千代田区教育委員会会議規則等の一部を改正等する規則、議案第18号、千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則、議案第19号、千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、議案第20号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第17号から第20号までご説明させていただきます。

こちらにつきましては、前回の教育委員会定例会におきまして、協議事案として出ささせていただいたものと同じでございます。内容につきましては、本日おつけいたしました資料の冒頭でございます改正理由というところに記載してございますが、今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、教育委員会規則を改正する必要があるためということでございます。

内容は、前回、協議の際にご説明したとおりですので、省略させていただきますが、主には教育委員長が廃止され、新たな教育長職が設置されること等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、平成27年4月1日からですが、改正規則の施行の際、改正附則第2条第1項の規定の適用がある場合、すなわち新教育長が就任するまでの間は、改正後の各規則の適用はせず、改正前の規則がなおその効力を有するという旨の経過措置を規定しております。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

説明が終わりました。前回、協議で時間をとった内容であろうと思います。

その後いかがでしょうか、ご質問等はございますか。特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、採決をします。

採決は議案ごとに行います。

議案第17号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第17号を決定することとします。

次に、議案第18号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第18号を決定することとします。

次に、議案第19号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第19号を決定することとします。

次に、議案第20号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第20号を決定することとします。

続きまして、議案第21号、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任

等に関する規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第21号、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらにつきましても、前回、教育委員会定例会におきまして協議事案として出させていただいたものでございます。

内容につきましては、本日、資料、冒頭の改正理由のところに記載してございますように、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、教育委員会が実施いたします「特定個人情報保護評価」の評価書の特定個人情報保護委員会への提出及び公表につきまして、事務の効率化を図る観点から、区長の補助機関である職員に補助執行させるということでございます。

こちらのマイナンバー法に基づく評価の手続につきましては、区長部局でも、教育委員会におきましても類似の手続がございますので、それについては一本化してまとめて行ったほうがいいたろうということで、区長部局のほうに補助執行させるという、そういった内容でございます。

施行日は、公布の日からということになります。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

いかがでしょうか。ご質問等がございますか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、議案第21号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第21号を決定することとします。

続きまして、議案第22号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則について、子育て対策担当課長より説明を願います。

子育て対策担当課長

議案第22号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、資料に基づきご説明をいたします。

前回の教育委員会で、協議をさせていただきまして、今回、少々修正を行わせていただいておりますが、基本的に「てにをは」レベルの修正でございます。

内容につきましては、第2条のところの定義で、所々さまざまな保育の時間などを決めさせていただいております。

また、今回新たに、第3条のところ、幼稚園の教育の内容について決めさせていただきましたり、それ以外、預かり保育の時間などを決めさせていただいている内容となっております。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長 特にないようですので、議案第22号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第22号を決定することとします。
続きまして、議案第23号、千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明を願います。

指導課長 議案第23号、千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
こちらの議案につきましても、前回の定例会でご協議いただいたものでございます。
改正理由といたしましては、当該規則に定める専門員の任期・勤務日数及び勤務時間に関する規定を整備するものでございます。
改正内容につきましては、こちらの資料のとおりでございます。専門員の任用について、任期や勤務日数及び勤務時間を規定するものでございます。
また、学校教育法に基づき、懲戒免職の処分等の条文につきましても改めたものでございます。
なお、施行期日は平成27年4月1日でございます。
説明は以上です。

近藤委員長 いかがでしょうか。ご質問等ございますか。
(なし)

近藤委員長 特にないようですので、議案第23号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第23号を決定することとします。
続きまして、議案第24号、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第25号、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明を願います。

指導課長 議案第24号、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則及び議案第25号、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
こちらの第24号、第25号ともに、前回の定例会におきましてご協議いただいている議案でございます。
まず、第24号ですけれども、こちらの改正の趣旨につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正にあわせて、支給割合の改正を行うものでございます。
改正概要につきましては、地域手当の支給割合を100分の18から100分の20に改めるというものでございます。
施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。
次に、第25号の改正の趣旨でございますが、幼稚園教育職員給料表の引下

げ改定に伴い、現行の4級、園長職ですけれども、4級の管理職手当が最高号級の給料月額×20%を上回るため、今回改定を行うものでございます。

なお、条例に抵触する部分のみ改定を行うこととし、再任用職員の園長に関する管理職手当の改定は行わないものでございます。

改正概要といたしましては、再任用以外の職員のうち園長の支給額を9万1,000円から8万9,600円に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

説明は以上です。

近藤委員長 これもいかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長 特にないようですので、採決をしたいと思います。

採決は議案ごとに行います。

議案第24号について採決します。

賛成の方は挙手を願います

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第24号を決定することとします。

次に、議案第25号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第25号を決定することとします。

続きまして、議案第26号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第27号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明を願います。

指導課長 議案第26号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、また、議案第27号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

まず、第26号につきましては、やはり前回の定例会でご協議をいただいているものでございます。

改正の趣旨といたしましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例改正にあわせて、支給月数の改正を行うものでございます。

また、地方公務員法の一部改正に伴い、有為な地方公務員の継続的な勤務を促進する観点から配偶者同行休業を導入することにより、規則改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、(1)支給月数の表にあるとおり、現行から改正後の支給月数に改正されます。また、再任用職員以外の職員と再任用職員に分けて記載しております。

(2)にありますように、配偶者同行休業に関しましては、勤務手当の支給対象外となる職員に、配偶者同行休業中の職員を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

次に、議案第27号でございますけれども、こちらにも配偶者同行休業の導入
に伴いまして、規則改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、期末手当の支給対象外となる職員に、先ほど
と同様、配偶者同行休業中の職員を加えるというものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

説明は以上です。

近藤委員長 ご質問等はいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長 特にないようですので、採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第26号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第26号を決定することとします。

次に、議案第27号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第27号を決定することとします。

続きまして、議案第28号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に關する
規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明を願います。

指導課長 議案第28号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に關する規則の一部
を改正する規則についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますけれども、管理職員が災害への対処その他の臨時
又は緊急の必要により、平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合
における管理職員特別勤務手当を支給できるように改正するものでございま
す。

改正概要につきましては、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急
の必要により、平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合における
管理職員特別手当の額を、園長が5,000円、副園長4,000円と定めるものでご
ざいます。

なお、施行期日は平成27年4月1日でございます。

説明は以上です。

近藤委員長 いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長 特にないようですので、議案第28号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第28号を決定することとします。

続きまして、議案第29号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇格等に關
する規則の一部を改正する規則、議案第30号、幼稚園教育職員の昇給の抑制

に関する基準の一部を改正する基準について、指導課長より説明を願います。

指導課長

議案第29号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則、並びに議案第30号、幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準の一部を改正する基準につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第29号でございますけれども、改正の趣旨といたしましては、昇給抑制の見直しとして、公務における信賞必罰の人事管理を徹底する観点から、懲戒処分による昇給抑制の見直しを行うものでございます。

また、地方公務員法の一部改正に伴い、有為な地方公務員の継続的な勤務を促進する観点から配偶者同行休業を導入したことにより、規則改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、(1) 昇給区分がA「極めて良好」又はB「特に良好」の者で、処分を受けたものにあつては、昇給の号級数を4号級とみなす旨の改正を行うものでございます。

また、(2) 昇給日において、配偶者同行休業中の者に対しては、昇給等を行わない旨を定めるものでございます。

施行期日につきましては、(1) の第10条、昇給抑制の見直しにつきましては、平成28年4月1日からとなっております。改正が行われるということについて、十分な周知期間を設けた上で施行となります。

一方、第13条・第16条(配偶者同行休業)に関しましては、平成27年4月1日の施行日でございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

指導課長

失礼いたしました。第30号のご説明が抜けておりました。

こちらの第30号の基準の改正でございますけれども、こちらは、先ほどの規則、議案の第29号と連動しております。昇給抑制の見直しということで、同様の観点から見直しをします。また、配偶者同行休業制度についても、同様の観点で改正を行うものです。

改正の概要につきましては、(1) 処分により昇給抑制する号数の改正を行うものでございます。減給又は戒告の処分を受けた者は、これまで2号マイナスになっていたところを、3号マイナスになるというものでございます。また、停職の処分を受けた者は、これまで3号マイナスとなっていたものを、4号マイナスという基準に改めるものでございます。

また、この基準に配偶者同行休業も位置づけて改正するというものでございます。

施行期日につきましては、先ほどの第29号と同様で、昇給抑制の見直しの条文であります第4条につきましては、平成28年4月1日、配偶者同行休業にかかわる第2条・第5条・別表第2につきましては、平成27年4月1日施行となっております。

説明は以上でございます。

近藤委員長	いかがでしょうか。ご質問等はよろしいですか。 (なし)
近藤委員長	特にないようですので、採決をいたします。 採決は議案ごとに行います。 議案第29号について採決します。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
近藤委員長	全員賛成につき、議案第29号を決定することとします。 次に、議案第30号について採決をします。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
近藤委員長	全員賛成につき、議案第30号を決定することとします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一部を改正する規則
- (2) 日比谷図書館文化財事務室処務規程等の一部を改正する訓令
- (3) 区長の権限の委任及び補助執行について

指導課

- (1) 千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則

近藤委員長	日程第2、協議に入ります。 (1) 千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一部を改正する規則、(2) 日比谷図書館文化財事務室処務規定等の一部を改正する訓令について、子ども総務課長より説明を願います。
子ども総務課長	それでは、子ども総務課からの協議事項2件をご説明させていただきます。 千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一部を改正する規則、それから日比谷図書館文化財事務室処務規定等の一部を改正する訓令、こちら、いずれも今回の組織改正に伴いまして、組織名等が変更されました関係上、それについての改正を行うものでございます。 本日、資料をお出ししております。こちらの1枚目をご覧いただきたいと思います。 2番のところに、改正する規則及び訓令をそれぞれ記載しております。規則が、(1)に記載しております5つ、それから、訓令が、(2)に記載しております5つということでございます。いずれも、今回の組織改正による組織の名称等の変更に伴う改正でございます。 施行日は、平成27年4月1日からとなっております。 ご説明は以上です。

近藤委員長

いかがでしょうか。ご質問等はございますか。

組織改正に伴う名称変更が主なもので、そのほか、細かなことが幾つか整理されているというご説明でしたけれども、特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

また、いつものことではありますけれども、協議ですので、途中でお気づきになりましたらば、さかのぼった形でご質問いただいても結構だと思います。

先へ進ませていただきます。

この件については、改めて議案として提出し、決定することといたします。

次に、区長の権限の委任及び補助執行について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの協議事項の(3)区長の権限の委任及び補助執行についてでございます。

こちらにつきましては、直前まで協議内容が定まらなかったために、事前に資料をご送付することができませんでした。この場をかりてお詫びさせていただきます。

それでは、その内容でございますが、こちらは今回の組織改正に伴いまして、ちよだパークサイドプラザに関する事務が、区長部局から教育委員会に委任あるいは補助執行されるということに伴いましての協議でございます。

こちら、こういった事務の委任あるいは補助執行につきましては、地方自治法上、協議をすることが必要とされておりまして、それに基づきまして、区長部局のほうから協議が来ているものでございます。

内容につきましては、本日の資料の1番、2番に記載しているとおりでございまして、ちよだパークサイドプラザの管理運営に関することについて、区長から教育委員会へ委任する。

ただし、2番のところでございますように、そのうち、条例その他、議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成、それから規則の制定、それから処分に関すること、これらについては、委任ではなく補助執行という形で、教育委員会が事務を行う、そういった内容でございます。

今回、ちよだパークサイドプラザの事務が、教育委員会に委任あるいは補助執行されます理由といたしましては、ちよだパークサイドプラザは、教育施設と区民施設を有しました複合施設でございますが、これまでは区長部局のほうで全体の運営をしてきたわけですが、教育施設の割合が非常に大きいことから、教育委員会に委任するほうが、施設を一元的に、より効率的にかつ効果的に管理を行うことができるであろうということから、今回このような協議が出されているものでございます。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

いかがでしょうか。ご質問等はございますか。

どうぞ。

中川委員 非常に初歩的な質問で申しわけないんですが、この場合の委任と補助執行ということについて、もう少し具体的にご説明をお願いします。

子ども総務課長 委任事務につきましては、こちらは委任元から権限が全て委任先に移ってまいりますので、今回の例でいきますと、ちよだパークサイドプラザの管理運営に関しましては、区長の手から離れ、教育委員会が教育委員会の名前で言うと、そういったことになります。

これに対して、補助執行になりますと、委任元に権限が残った上で、それについての事務処理を教育委員会の事務局が行うという、そういった形になりますので、こちらの、例えば処分行為ですとか、あるいは条例案の策定ですとか、あるいは規則の制定、そういったものについては、あくまでも区長の名前で教育委員会の事務局が区長部局の職員にかわって行う、そういった違いがございます。

近藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員 ちよだパークサイドプラザは、複合施設としてはできて早いほうだと思うんですけども、富士見みらい館とかもできていますよね。今までのちよだパークサイドプラザのやり方と富士見みらい館のやり方は、どういった違いがあるのでしょうか。

子ども総務課長 富士見のみらい館につきましては、PFI方式によって建設運営されていますが、ちよだパークサイドについては、区の直営といたしますか、区のほうで直接運営している、そういった違いがございます。

ちよだパークサイドにつきましては、今、委員からご指摘がありましたように、かなり古い施設ですので、今後、建てかえとか、そういった話がまた出てくるかとは思いますが。その際にも、教育部分がかなり多くを占めていますので、そういった意味からも、教育委員会のほうで管理運営したほうが今後やりやすいのではないかと、そういった意見もございました。

近藤委員長 よろしいですか。

そのほかはよろしいですか。

(なし)

近藤委員長 それでは、区長の権限の委任及び補助執行については異議なしと回答してよろしいですか。

(了承)

近藤委員長 特に異議はないようですので、異議なしと回答することといたします。

次に、千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いします。

指導課長 千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則について、教育委員会資料に基づきご説明申し上げます。

今回、千代田区科学教育センターの運営を見直すに当たり、児童の科学的態度及び能力向上等に向けて、より充実した施設や指導者の活用ができるように見直しを図ってまいりました。その結果、当該規則に定める設置場所の

変更等、運営に関する規定を整備する必要性がございましたので、今回、上程しているものでございます。

改正内容につきましては、運営体制の見直しということで、まず、1点目、設置場所及び数ということで、主たる会場を、現在は小学校としおりますが、改正後は、大学等における会場を考えてございます。よって、改正内容としては、「別に定める」としております。小学校以外でやることができるよう、定めております。

なお、大学等になぜしたのかというところですが、やはり先進的な設備が整っておりまして、そういった設備を使って、また、小学校の教員だけではなくて、会場となる大学の方たちにもお手伝いをいただきながら、専門的な実験観察ができるようになります。

2点目ですけれども、これまでの規則では、研修部門と指導部門の2部門に分かれて運営するというようになっておりましたが、今回の見直しで、部門を分けずに統合して実施するものでございます。

また、設置期間につきましては、これまで、センター校として2年間やることになっておりましたが、今回の運営の見直しの際に、より多くの教員の指導力向上に向けて、センター校の設置期間を1年としたほうがより効果的になるであろうということを踏まえて変更するものでございます。

また、運営につきましては、これまで専任講師のような形で招聘していたわけですが、先ほど申し上げましたように、会場となる施設の方たちにお手伝い願えるということから、限定的ではなくて、常に当該会場の講師から直接指導を受けられるようにするという改定の内容でございます。

詳細につきましては、2枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行ということで、もう既に大学等に会場をお借りする段取りも進めているところで、この規則改正が行われれば、4月1日から動けるというものでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ご質問等はいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

科学に力を入れるということは本当に大切なことですから、さらに充実した形になるのはとても歓迎ですけれども、今まで科学センターで子どもたちがどんな学びをしてきたかということ、もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

指導課長

活動内容といたしましては、小学校5年生を対象として行っております。土曜日の活動になっております。開講式というのがございまして、そこで専門の講師、大学の先生に来ていただいて、理科の話をしていただき、また、その後、簡単なカルメ焼だとか実験を行います。

年間を通して行うのは、子どもたちが自分の実験や観察のテーマを決めて、その問題解決をしていくと。1年間テーマ設定をして、問題解決、実験

だとか観察を行って、それをレポートとしてまとめます。最後の閉校式のときにレポートの発表会を行います。その発表会では、代表の児童が発表するわけですが、ほかの児童の研究レポートにつきましては、『科学の窓』という冊子にまとめて、皆さんで共有していくと。それぞれの学校に戻ってからも、各学級でこんな活動をしたということを話してくださいというのを私たちからお願いしているところでございます。

また、実地研修的なものもございまして、例えば川だとか海だとかに行っ
て、自然科学に触れてくるという活動も、年1回程度行っているところで
ございます。

教 育 長 私、昨年度のこの科学教育センターの活動報告は見せてもらっていて、例
えば動物園に行っ
て、そこの指導員さんから細かい説明を受けたりしていま
す。今度、教育委員の皆さんにも活動をご理解いただくように、報告書につ
いては別途配付させていただきたいと思
います。

中 川 委 員 これはどういう形で子どもたちを募集しているのでしょうか。例えば、広
報千代田には出ていないですね。その辺をお願いします。

指 導 課 長 先ほど5年生対象というお話をさせていただきました。小学校4年生の段
階で、保護者宛てのお手紙をこちらでつくりまして、各学校に配布をしてお
ります。希望のあるお子さんたちが、申込書で申し込みをしていきます。た
だ、募集人数にも限りがございますので、学校によっては参加できなかった
ということもあろうかと思
います。

先ほど教育長からご紹介のあった『科学の窓』という冊子を、毎年作っ
ております。教育研究所にも過去のものがございます。今年度、冊数に余剰が
あればお渡しできると思
います。来年度からは必ず教育委員の方の分もご用
意いたします。

近 藤 委 員 長 どうぞ。

古 川 委 員 科学センターですけれども、今ご説明いただきましたが、私も子どもの学
校から、子どもが該当の学年のときに手紙をいただいて、そういう事業があ
るということは知っていたのですけれども、子どもたちに対する関心を高め
るためのいろいろな指導の他に、担当の教員の指導力の向上を図るという目
的もあったんだなど、あらためて気付きました。

改正内容の中の②の事業の研修部門と指導部門というのは、これは先生に
対するものということでしょうか。科学センターでの担当の教員の指導力向
上を図る事業について、具体的なご説明をいただけたらと思
います。

指 導 課 長 研修部門というのは、どちらかというと、先生方が、理科の堪能な教員か
ら、それぞれシェアしながら、理科の実験だとか観察についての知識、技能
を高めていくという研修部門です。

指導部門というのは、まさに子どもたちの指導をしていく、先生方がその
研修をした上で、子どもたちに指導をしていくという部門ですけれども、表
裏一体型で、現在は運営されてござ
います。

古 川 委 員 ということは、科学センターの場が先生方の研修を兼ねた場になっている

ということですか。

指導課長 子どもたちに指導をする際に、事前に実験を行うだとか、あるいは安全配慮はどのようにしていったらいいのかというようなことをきちんと指導する教員が、共有化しなければ、子どもたちの前で実験だとか観察はさせられませんので、そういった意味で、表裏一体的に運営されていたというものでございます。

古川委員 ありがとうございます。

近藤委員長 私のほうからも質問ですが、今、お二方の委員の方々と重複した質問ですけども、この規則を改正することで、参加する子どもの数というのは増える状況にあるんですか。

指導課長 今現在は30名のお子さんたちが来ておりますが、今度は40名まで定員を拡充することが可能となります。

近藤委員長 それと、もう1点は、教員の関わりというんでしょうか、教員の指導力云々という部分で、教員の関わりが増すわけですか。

指導課長 教員の関わりは、これまでとほぼ同じと考えております。ただ、大学等の講師の方々も一緒に関わってきますので、その研修部門という観点からすると、教員だけではない、大学側の知識だとかも得られることが期待されます。

また、指導の場面では、子どもたちに直接指導するのは、これまでどおり学校の先生のほうがよろしいかと思えます。それに加えて、大学の方たちも入っていただけますので、よりきめ細かな指導ができると期待しております。

近藤委員長 わかりました。

どうぞ。

中川委員 千代田区の学力テストなどを見ていると、理科が弱いという結果が出ていますけれど、その改善のために、これは役に立つだろうという視点は持っていらっしゃるんでしょうか。

指導課長 学力テストの結果に直結するかというと、なかなか難しいところはあると思います。ただ、昨今理数離れということが言われておまして、まずはこの改正理由のところにありますように、科学的態度、理科を好きになりましょう、理科の実験をきちんとできるようにしましょうだとか、そういったことを目的に、この科学教育センターがございまして、それが初めてでき上がってきて、学力テストではかられる知識、理解などが授業の中でも生かされていくのかなと思います。

ただ、若干、先ほど申しあげましたように、これまで30名で、今後40名から、また、施設の状況によっては増やしていくということも考えていますので、よりすそ野は広げていくことも可能と思っております。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長 それでは、この件については、改めて議案として提出し、決定することと

いたします。
先へ進んでまいります。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 平成27年度 小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）
- (2) 退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会（3月31日）
- (3) 千代田区立学校 宿泊行事の見直し

指導課

- (1) 千代田区中等教育の在り方検討会報告書
- (2) ふれあい月間（第3回）の実施後の調査
- (3) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（2月）

近藤委員長

日程第3、報告に入ります。

初めに、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課から3件報告をさせていただきます。

まず、1件目、平成27年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）でございます。

本日、資料を1枚おつけしてございます。

本年度の小学校・中学校・中等教育学校の入学式につきましては、こちらに記載してございますように、小学校については4月6日午前10時半から、中学校につきましては4月6日午後1時から、中等教育学校につきましては4月6日午後2時からということで予定しております。

今回、教育委員の皆様には、こちらの名簿のとおり、それぞれ出席していただきたく記載しておりますが、もしご都合等ございましたら、事務局までお申し出ください。事務局のほうで改めて調整させていただきます。

管理職の職員が出席するところにつきましては、人事異動等ございますので、職名だけを記載している形になっております。

こちらについてのご説明は以上でございます。

それから、2番目、退職校長・園長退職辞令交付式・感謝状贈呈式でございます。

こちらにつきましても、本日、資料を1枚おつけしてございます。

3月31日火曜日になりますが、こちら、1時20分から退職校長・園長の辞令交付式と感謝状贈呈式を行いたいと思いますので、委員の皆様にはご出席のほう、よろしく願いいたします。

なお、本年度の退職校長は寺田校長、退職園長は井上園長、このお二人でございます。

続きまして、3つ目、千代田区立学校宿行事の見直しについてでございます。

こちら、本日、資料、A4の表裏の印刷のもの、1枚つけてございます

ので、ご覧いただきたいと思います。

まず、1番の経緯というところに書いてございますが、本区におきましては、宿泊行事等を実施しているわけですが、これにつきまして、全般的な見直しを行いたいということで、本年度、委員の皆様にご議論していただいたほか、臨海学校、あるいは孺恋スキー教室等に視察等にも行っていただきました。そのほか、この後、3番以降に記載がございますが、区立の校長を対象に、宿泊行事についてのアンケート調査等も実施いたしました。

その結果、今後の宿泊行事の見直しの方向性というものを一定程度まとめましたので、本日、報告事項として出させていただきますのでございます。

2番の現在の宿泊行事というところがございますが、現状の宿泊行事といたしましては、この表に記載しているような内容でございます。

それから、3番目以降に、こちらの宿泊行事、これに対しての校長先生方へのアンケート、昨年12月に実施いたしました。その結果を記載しているところでございます。

続きまして、裏面のほうに行ってくださいまして、4番目に、このアンケートの中で、中学校の校長先生方から、臨海学校、スキー合宿の廃止についての意見が出されておりましたことから、各校長先生から聞き取り調査を行っていただきました。その結果、校長先生方からは、行事や施設につきまして、次のような要望がございました。

まず、行事が多過ぎるということで、優先順位を決めて行っていくべきであると。せめて1学年1つにしてくださいと。それから、岩井の臨海学校の代わりに、別の行事を行うことができないかと。学校として、今まで、自然体験を含め、生徒の実態に合致した基礎的な学力の定着を目指す勉強合宿、それから学び方習得合宿、それからリーダー養成合宿等を実施していきたいと、こういった要望が出ました。また、これらの合宿等を行うためには、それにふさわしい宿泊施設が必要であると、そういった意見でございます。

最後のところでございます。5番目に、今後の方向性ということでまとめさせていただきます。

今までの、先ほどの校長先生方の意見、それから、その前のアンケートの結果、そういったものを踏まえまして、今後の宿泊行事についてですが、黒丸のところ、こちらに記載してございますように、今後の宿泊行事は、自然体験を含めた学校とは異なる環境における活動を通して、子どもたちの可能性を引き出せるようなものとしていく。これはもちろん、現在の自然体験等の宿泊行事についても、このような方向性のものでございますが、さらに自然体験に限らず、もう少し広い範囲の宿泊行事を行っていきたいという、そういった方向性でございます。

具体的には、現在の宿泊行事の一部を見直しまして、自然体験学習のほかに、先ほど校長先生からもご意見がございましたような、勉強合宿などを取り入れていく方向で検討していきたいと考えております。

ただし、こういった勉強合宿等を行うに当たりましては、現在の区有施設、具体的には軽井沢の少年自然の家を指していますが、こちらにおきましては、施設内において学習活動をするようなスペースはございませんので、勉強合宿等の場所としてはふさわしくないだろうと。そのために、こういった宿泊行事を行うのであれば、研修室の増設とか、あるいはトイレの改修そのほかの全般的な整備を行う必要がございますので、施設そのものには大規模な改修が必要となると考えております。

そういった大規模な改修が、施設の効率的運営、あるいは予算的な面からちょっと非効率であるということであるならば、児童・生徒の教育的観点から見てふさわしい代替施設、これを借りていくような方向で考えていきたいと、そういった方向で今後の宿泊行事を考えていきたいということでまとめさせていただいたところでございます。

指導課長のほうから、補足がございましたら、お願いいたします。

指導課長

今回の宿泊行事の見直しについて、中学校の校長からさまざまご意見をいただいたときに、これからの生徒の資質能力の育成という観点は、学習指導要領の改訂等も踏まえると、外せないだろうということが言われております。その資質能力を高めていくためにも、やはり並行して学力も高めていく必要があるであろうということで、これまで中等教育学校がやっていた英語合宿だとか勉強合宿、そういったことを、在来の中学校の中でも実践していく必要があるであろうと。ただ、自然体験的なプログラムも少し加味する必要性もあるだろうということで、これまでの、どちらかという、自然重点的な活動から、生徒の資質能力を育成していく宿泊行事に転換していくべきではないかという方向性が校長から出されておりましたので、そういった観点から、今回見直しをさせていただいて、それを実現していくためには、今、子ども総務課長が話されたように、大規模改修か代替施設、どちらかになるであろうということまでが今回の議論のご報告です。

子ども総務課長
近藤委員長

ご説明につきましては、以上でございます。

今、3点についてご報告をいただきました。

1点目、2点目は、お話を伺えばそれでいいかなと思いますけれども、3点目、この宿泊行事の見直しというのは、今後このような形で動いていきたい、検討していきたいという内容です。

改めてこれは時間をとるものですか。それとも、今日この場でいろいろ詰めていきますか。

教 育 長

今日この場では、とりあえずの私どもの現在の取りまとめについての意見がありましたら、いただきたいと思えます。

今日詰めるということではなくて、学校長とのヒアリング等も踏まえ、早速に見直し等の案について事務局からご提案させていただいて、改めてそれを教育委員会でご議論いただきたいと思っています。

今の行事等の内容を変えらなるとなると、新たな予算化とか、施設等の対応も必要になりますから、平成27年度すぐというわけにはいきません。も

し変えるとすれば、平成28年度からということになりますので、平成28年度の予算とか、あるいは施設の確保に向けて、来年度上半期ぐらいの段階で、教育委員の皆さんのご意見も伺いながら、方向性を1つは出していきたいということ。それと並行して、軽井沢少年自然の家のあり方についても、宿泊行事との兼ね合いを見ながら、来年度上半期の間には、存続あるいは廃止も含めた一定の整理をさせていただきたいと思っています。

今日ご意見ございましたら、いただきたいですし、今日だけで終わりということではございません。

近藤委員長

この後、指導課からの報告の中で、中等教育の在り方検討会報告書のことについて報告をいただくことになっています。事前にお目通しいただいたと思いますけれども、この今話題になっている宿泊行事ですか、このあたりのことも大分細かく書き込まれておりますよね。ですから、具体的な意見を申し上げて、方向性を決めていくというか、参考意見として申し上げていくには、そのあたりもいろいろと聞いて、総合的に判断をしながらやっていったほうがいいのではないかなと私としては考えるところです。

いかがでしょうか。何か今の段階で、これだけはお話をといるところがございましたら、遠慮なしに出していただければと思います。

中等教育の在り方検討会の報告書も、今日ありますので、それを聞いて、また後日改めた形でいいのかなと、個人的には思いますが。

教 育 長

中等教育の在り方検討会の報告書についても、今日、概要を報告させていただきますけれども、これも非常に重要な内容だと思っております。これについても、もしご意見があればいただきたいですし、また、来年度に入りましたら、例えば2回とか3回とかに分けて、これまでの到達点だとか、あるいはこの検討会の報告書を踏まえた今後の中等教育の方向性等について、教育委員会でじっくりと議論していただきたいと思っています。

宿泊行事とも関連している部分、あるいは新たに取り組み始めるもの等については、平成28年度開始できるようなものは、予算化も必要ですので、来年度上半期ぐらいには、中等教育の今後の方向性について一定のプランニングをさせていただきたいと思っています。

近藤委員長

いかがですか。何かございましたら、どうぞ出していただいて結構だと思いますが。

どうぞ。

中 川 委 員

まず、中等教育のあり方と、それから近藤委員長がおっしゃいましたように、在り方の検討の報告と、宿泊行事の見直しの方向性という報告書を見まして、中学校の宿泊行事というのは、もう少し改善してもいいんだろうということは大分感じました。

ですから、それはこれから検討していくとして、1つ伺いたいのは、孀恋の教室というのは、軽井沢少年自然の家とは場所が違うのですか。

指 導 課 長

中学校が軽井沢の移動教室ということで、4月に行きます。孀恋の自然体験交流教室は、中学校と同じ施設、軽井沢少年自然の家を拠点として、孀恋

中川委員
指導課長
中川委員

村で畑の体験をしているので、施設的には同じところに泊まっています。

軽井沢でということですね、両方とも。

はい。

施設という意味で言ったらば、軽井沢の施設を、大規模改修になるかもしれないけども、せっかくあるものをもう少し有効利用できる形にしたほうがいいんじゃないかと、私はずっと思っています。勉強合宿などをできるような形がとれば、そういう形に改修したらと思うんですね。

というのは、ずっと続いている施設ですよ。千代田区に育った子には、軽井沢というのは、先輩・後輩共通の思い出としてずっと残るんですね。だから、違うところでやるということを考えるよりは、ああいういい環境があるのですから、それを生かしたほうがいいのかと思っています。

それと、もう一つ、私は疑問というか、せっかくこういうふうに千代田区における中等教育の在り方検討会とかというのをやって、報告ができて、例えば九段中等教育学校が実際に始まったときには、その中にやっぱりまた違う形の九段中等教育学校の運営連絡会みたいなものができ、何のために検討したのかわからないと思うことがあったんですね。だから、せっかく出すものは、ぜひきちんと後まで尊重していただけるような形をとってほしいなと思います。

近藤委員長
教育長

ございますか。

宿泊行事に絡めた軽井沢少年自然の家のあり方については、宿泊行事全体のあり方とあわせて別途議論させていただきたいと思います。私も、当初、軽井沢の施設には結構思い入れがあって、もう少し有効活用する中で、事業を展開できるのではないかと考えておりました。しかし、現場を見たり、あるいは職員と議論している中で、今の利用の形態は、施設自体を活用して何か自然観察をすとかセミナーをすとかいうよりも、あくまでも宿泊施設的な利用になっていて、実際の観察とか作業のフィールドは、孀恋に行ったりしていることがわかりました。

もう少し発展させるには、セミナー室だとか学習室だとかの施設を充実させる必要があると思っています。そういう施設まで含めた大規模な改修というのは、かなり難しいのかなと考えています。それから、細かいところで言うと、例えばトイレもきちんと男女が分かれていないとかの課題があって、事業のあり方の見直しと絡めて、現場の学校のニーズを生かすような宿泊場所等が別に確保できれば、それでもいいのかなというふうに、このところ、思ってきているところです。ただし、いろんな議論が必要だと思いますので、また別途ご意見をいただきたいと思っています。

それから、指導課長から後で報告してもらいますけれども、この検討会の報告書については、最終ページにある、有り方検討会の委員の皆様の間で議論していただいたもので、これを受けとって、今後の中等教育をどういうふうに考えていくかは、まさに教育委員会のご議論をいただきたいところです。また、九段中等教育学校にも現在、学校経営評議会という運営組織があ

って、定例的に会議を開いて、九段中等のいろんな課題についてご意見を承ったりしていますので、そこにもこの検討会の報告書を示して、ご意見をいただきたいと考えています。最終的には、教育委員会でこれを十分に消化して今後の中等教育の発展的なあり方を見定め、可能なものについては、順次実施に移せばいいと私としては思っています。

近藤委員長

今日は細かな議論をしなくても、次回また改めてということでもいいんだと思いますけれども、行事のことで、1点だけお話をさせてください。

4番、5番のところを読ませていただくと、現在の校長先生方の学校を経営していく方針というんでしょうか、そんなものが非常によく読み取れる内容になっているなとか、いろんなアイデアを持っていてすばらしいなというふうにとめとめることができるんですね。でも、大変嫌な言い方をすると、アイデアは大変いいものをお持ちだけれども、それを実践していくがために、随分無理してお話をされているなとか、理由づけをしているなとか、4番、5番のところは、相矛盾するような形での文章というのが幾つかありますよね。いろいろ優先順位をつけて、学年1つぐらいあればいいのではないかということでも、表面のほうの2番目のところを見てみると、ほとんど学年1つですし、学年2つ実施をしているというのは、中学校の1年生だけですか、そういう状況がありますよね。しかも、中学校1年生の実施の2つというのは、1つは夏季休業中のものですし、それをどういうふうにかウントするかはさまざまな仕方があるとは思いますが、いずれにしろ、さまざまな方面から見ながら決定していく必要があるんだろうなと思います。

また、中等教育の在り方の話を伺いながら、それぞれが自分のお考えを固めて、議論の場に臨めればいいのかというふうに思います。よろしく願います。

近藤委員長

先へ進んでまいります。

指導課長

それでは、特にないようですので、次に、指導課長より報告を願います。

指導課の報告、3点ございますので、3点まとめてご説明申し上げます。

まず、1点目の千代田区中等教育の在り方検討会報告書についてですけれども、こちら、3月2日、第5回の検討会で報告書の取りまとめを行いました。このような形で取りまとめたというのが本日のご報告内容でございます。

中身につきましては、以前、中間報告ということで、詳細に報告をさせていただいたものでございます。若干、語尾だとか、あるいは言い回しが変わったところはありますけれども、中身はほぼ変わってございません。ですので、今回は配布、既に中身をお読みいただいているとは思いますが、改めてじっくり読んでいただいて、改めてご意見をいただこうかというふうに考えております。

なお、先ほどこの報告書の取り扱いについては、中川委員のほうからも、きちんと尊重していきながら、事業を展開して行ってほしいというご示唆を

いただきましたので、今後、報告書の内容について、委員の皆様からご意見をいただいた上で、事務局で事業化すべきところは事業化し、引き続き検討すべきことは検討しというような形で、一定の整理をさせていただきたいと思っております。

ですので、今日以外にもご意見を頂戴して、事務局で取りまとめをしてみたいと思っております。

目次のほうをお開きいただきますと、大きなつくりは前回と同様なので、詳細な説明はいたしませんけれども、やはりⅢの「中等教育将来像」の成果と課題をしっかりと検討したところでございます。

また、Ⅳの小学生へのアンケートも行いましたので、そのアンケート結果についての分析も載せてございます。

今回、Ⅴの今後の千代田区の施策というところで、この検討会からの提言という形で取りまとめをさせていただいております。ですので、この委員会の中で1から8まである内容について、区として、今後、中等教育は、中学校・中等教育学校を含めて、こういう方向性で取り組んでみてはいかがでしょうかというような提言の形になってございます。その中の1つに、宿泊行事のことについてももしっかり内容を見直していく必要があるのではないかとということが述べられてございますので、先ほどの議論は、施設の存続云々ということもありますけれども、ここでは宿泊行事そのものの中身がどうあるべきかということのご提案になっておりますので、ご承知おきいただければなと思っております。

なお、今後の千代田区の施策についての提言については、12ページご覧いただけますでしょうか。12ページに、概要版としてまとめております。

全部で8観点、括弧囲みで、例えば一番左上では、学力向上への取組から8つ目、右側の区立中学校・中等教育学校の情報発信の強化ということで、それぞれ提言をさせていただいております。中身については、丸で項目ごとに目出しをしております。

学力向上への取組については、宿泊行事等の検討。また、2つ目は、放課後等の学習機会の充実。

魅力ある部活動への取組については、専門性のある指導者の招聘。2つ目は、部活動の運営の在り方の検討。

3つ目の特色ある教育の成果の共有及び充実については、国際教育、情報教育、キャリア教育のそれぞれの推進について提言がなされております。

4点目の切磋琢磨できる環境づくり、真ん中ですが、2点ございまして、弾力的な学級編制を行ってはどうかと。これにつきましては、前回の教育委員会の中でご議論をいただいていたところでございます。また、区域外就学制度の弾力的な運用というのも提言がなされております。

また、5点目の意欲の高い教師の確保ということで、教員公募システム、あるいは学校運営協議会制度の活用をしてはどうかというご提言がござい

また、教師等の指導力の一層の向上ということで、3点ございました。中学校と中等教育学校との研修体制の確立をしてはどうかと。また、区費講師の研修をしっかりとってはどうかと。また、同様に、学習・生活支援員だとか、特別支援教育に関わる人材への研修システムを確立してはどうかと。

7点目、義務教育全体を見通した連携ということで、中学校授業体験だとか部活動体験をしてはどうかと。また、区立小・中学校の計画的な交流をしてはどうかと。連携も含めた交流をしてはどうかということです。

最後の8点目としては、情報発信の強化ということで、学校説明会を今以上に充実すべきではないか。ホームページを活用した情報発信をどんどんしたらどうかと。小学校などでの中学校紹介コーナーを設置してはどうかと。これらの提言がなされております。

事前に配付しておりますので、中身をご確認していただいているかと思えますので、今回、詳細のご説明は省略させていただきますが、先ほど教育長が申されたとおり、今後この報告書に基づいた事務局での事業提案をしてまいりたいと思っておりますので、まずはご意見を、次回以降いただければなというふうに思っております。

次に、2点目の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（平成26年度第3回2月）取組状況調査の結果と、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告、2月分について、あわせてご報告したいと思います。

まず、ふれあい月間のほうですけれども、資料をご覧くださいますと、今回もいじめ防止強化月間とはなっておりますが、いじめの調査は東京都では行いませんでした。1学期の始業式から2月28日までの、ふれあい月間では13日以上欠席している児童・生徒数について調査をしているところでございます。

こちらにありますように、理由別欠席者数、小学校、病気が50、中学校11、61でございます。

括弧内の数字は、前年度の同時期の比較となっております。今年度は、前年度よりも多くなっているというのが特徴的かと思えます。

経済的理由につきましてはゼロです。

不登校につきましては、ここで言う不登校は、13日以上欠席ですけれども、小学校では5件、中学校では21件、前年度比ではマイナス15件でございます。計26件で、前年度比マイナス13件でございます。

小学校だけプラス2というのが、気になるところかなとは思っています。

上記に該当しない本人の問題につきましては、小学校から順に25件、中学校2件、計27件でございます。

こちらも増加傾向でございます。特に、小学校が多くなっております。

(2)の不登校児童・生徒の欠席日数につきましては、小学校、全欠席0、30日以上が3、プラス1でございます。13～29が2で、プラス1、計5件でございます。前年度比でプラス2です。中学校につきましては、全欠席1、30日以上が19、これ、大幅にマイナス11件になってございます。13～29

日は1、合計21件、前年度36件からですので、マイナス15件となっております。トータルがこちらの記載になってございます。

それで、(3)のいじめ、不登校、適応指導教室の状況、平成27年2月現在のものについてご説明申し上げますので、そちらのA4横版の資料をご覧くださいませでしょうか。

今申しあげました不登校につきまして、先にご説明申し上げます。

2月期に入りまして、小学校の1年生、女児が1カウントになりました。小学校合計数3で、前月比プラス1となっております。残念ながら、この3件全て未解決となっております。

中学校につきましては、やはり中学校1年生の男子生徒がプラス1になってございます。合計で22件になってございます。

先ほどふれあい月間で不登校の数を申し上げたわけですがけれども、全欠席1と30日以上が19でしたので、合わせて20件になります。この20件という数字は、この未解決、1年生の4と2年生の8と3年生の8を足して20件となっております。転出の数が、累計ですので、2あるんですけども、こちらはふれあい月間にはカウントされないということで、20件、未解決の数字になります。

後期課程につきましては、2月に増加はございませんでした。

恐れ入ります、左側のいじめ報告数をご覧ください。

いじめにつきましては、中学校と前期課程と後期課程は、変化はなかったのですが、小学校4年生の男の子で1件いじめの報告がございました。こちらのいじめは、ほかの児童から仲間外れなどを受けたというご報告でございます。現在、指導継続中ございまして、未解決でございます。

なお、最後の適応指導教室利用数につきましては、前月と変わりはございませんので、こちらの数字のとおりでございます。

なお、前回、国の川崎市の中学1年生殺人事件を受けて、国の緊急調査がございましたので、そちらの報告もさせていただければと思っております。

既に新聞報道、あるいはホームページで公表されている数字でございます。

まず、全国の結果でございます、2月27日時点で学校において7日間(授業日)以上連続して連絡がとれず、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるものにつきましては、全国では、小学校49件、全都では6件、本区では0件でございます。中学校は、全国で112件、東京都で6件、本区では0件です。高等学校におきましては、全国は66件、東京都が21件、区では0件でございます。そのほか、特別支援学校もあるのですが、全国では232件、東京都では33件、本区ではでございます。

また、2つ目の設問項目、今申しあげました質問項目に該当するもののほか、学校外の集団(成人が主たる構成員であると思われるものを含む)とのかかわりの中で、その生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるものについての質問でございます。

小学校は、全国が25件、東京都1件、本区が0件です。中学校は、全国131件、東京都2件、本区では0件でございます。高等学校、全国では9件、東京都では0件、区内では0件。特別支援学校は、全国では3件ございましたので、合計168件になります。東京都は、特別支援学校0件でしたので、3件、本区においては0件というような調査結果が出ております。

前回の議論でもありましたように、やはり不登校対策というのが、今後きちんと各自治体で検討していくべき課題かなというふうに思っております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

3点ご説明をいただきました。ご質問等はいかがでしょう。

どうぞ。

古川委員

ふれあい月間で、理由別欠席者数のところですが、不登校のほかに、不登校に該当しないで休んでいる児童の理由ですが、本人の問題ということでしたが、教えていただけることで具体的にはありますでしょうか。

指導課長

なかなか理由が、特定の理由になってしまうものですから、言いづらい部分があるんですけれども、例えば本人の問題ということもあるんですけれども、家庭のお考えで学校に行かせないというケースもございます。また、不登校に累計している中で、累計されないようなケースもございますので、それ、個別具体的に話をしますと特定されてしまうので、この程度にさせていただければと思っております。

古川委員

ありがとうございました。

近藤委員長

よろしいですか。

いかがですか。よろしいですか。

中川委員

中等教育の在り方検討会報告書をすっきりと整理されていると思えました。ただ、4ページの上から5行目の文章で、ずっと読んでいただくとわかるんですが、「集中して取組、自信を持って学習に取り組むことができるようにする機会として」のところの「集中して」のところは、「て取組」という3文字はとったほうが、読んでいてすっきりするかなと思ったので、それだけ申し上げます。

それと、9ページの(1)の中学校授業体験のところの一番最後ですけども、「効果的が期待できる」の「的」というのは、「効果が期待できる」のほうがよろしいんじゃないかなと思います。

それから、10ページで、「中学校・中等教育学校」というふうに、その両方をとという形で、「中学校・中等教育学校」というのを入れてあるんですが、6行目もやっぱり「児童・保護者が区立中学校・中等教育学校の様子を」というふうに、ここも入れておいたほうがいいかなと思えました。

指導課長

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。教育委員会には、今日が初めてご報告なんですけども、またさまざまところでご報告を申し上げていきますので、今、中川委員ご指摘のところはきちんと修正をし

	た上で、これからの説明の報告書とさせていただきたいと思います。
中川委員	もう一つありました。
近藤委員長	中川委員と同じ視点で、1ページの3行目かな。
中川委員	2行目ですか。
近藤委員長	ごめんなさい、本文の2行目、区立中等教育学校の「校」が1つ多いですね。
指導課長	委員長、ありがとうございます。
近藤委員長	どうぞ。
教育長	今のご指摘、いずれも内容というよりも表記の問題ですので、その部分は訂正しても、検討会の報告の趣旨の根幹にかかわることではございませんので、検討会の委員長にご了解いただいた上で、最終的に、外に出す段階においては、今のご指摘は踏まえた形で整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。
近藤委員長	もう1点よろしいですか。3ページ、Vのところですね、今後の千代田区の施策というところの(1)、これは提言ということで、こういう書き方でいいのかなというか、一番下から2行ぐらいですね、アンダーラインのあるところ、「これまで各校独自に実施していた土曜授業を拡充し」、その次の「平成27年度より全区立学校において開始」という、こういう形での書き方でいいのかなと、そこが少し気になりました。ご検討ください。
	何かございますか。
指導課長	ご指摘のところを踏まえて、内容的には、土曜授業を拡充していきましようというようなご提言ですので、これも、先ほど教育長申し上げましたように、検討会の委員長と文言を検討してまいりたいと思います。
近藤委員長	では、先へ進んでまいります。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 平成27年度 教育広報「かけはし」年間掲載予定(案)
- (2) 九段中等教育学校連絡橋について
- (3) 教育委員会行事予定表
- (4) 広報千代田(4月5日号)掲載事項

学務課

- (1) 学級編成における区独自制度の試験的实施

近藤委員長	次は、日程第4、その他に入ります。
	子ども総務課長より報告を願います。
子ども総務課長	それでは、子ども総務課からのその他事項といたしまして、4件上げさせていただきます。お預かりしております。
	まず、1件目、平成27年度教育広報「かけはし」年間掲載予定(案)でございます。

教育広報紙「かけはし」は、これまで事務局のほうで紙面の構成をいたしまして、掲載事項等も内部で決定させていただいていたところですが、教育委員の皆様方のご意見を踏まえた上で、より良い広報紙にしていきたいということで、年間を通じてどういったことを掲載していくかということ、皆様のご意見を伺いたいと思ひまして、本日このような資料を出させていただきました。

こちら、資料の見方でございますが、過去2年間で同じ時期にどういったものが掲載されたかということが一覧になっております。

こちらの、まず一番左側、100号、103号、106号とありますが、これは概ね6月、7月あたりをめどに発行しております、それぞれの年度の第1号に当たるものですが、どういったものが掲載されたかということと、来年度どういったものを予定しているかというところでございます。

網かけにしてあるところが、来年度になりますが、平成27年度の掲載として予定しているところでございます。

空白のところがございますが、これについては、まだどういったものを掲載するか、事務局のほうでも特に案としてまとまっていないという状況でございます。

それから、下のほうに、候補ということで、幾つか挙げさせていただきました。こういったものを候補として挙げておりますが、106号、5月下旬とありますが、平成27年の最初の「かけはし」につきましては、一応こういった候補も踏まえた上で、事務局としてはここに記載しているような内容を今のところ考えているという、そういった内容でございます。

それから、本日、資料といたしまして、皆様の机上に、他区はどんなものを載せているかというのを置かせていただいております。そちらも参考にしながら、こちらの「かけはし」の掲載案につきまして、ご意見をいただけたらと思ひます。

それから、(2)九段中等教育学校の連絡橋についてでございます。

こちらについては、本日、「九段中等教育学校校舎間連絡橋の必要性について」という資料を1枚おつけさせていただいております。

こちらの連絡橋につきましては、既に皆様、経緯等ご存じと思ひますので、説明は省略させていただきますが、九段中等教育学校の富士見校舎と、九段校舎の間、公道の上を架橋いたしまして、両校舎をつなぐという構想が九段中等開設当初からございました。

これについては、特に九段側校舎の、平成22年から23年にかけての改修工事の際に、連絡橋の具体化の話があったわけですが、その後、近隣のマンションの方から陳情等が出た関係もございまして、ペンディング状態になっておりました。ただ、予算等は年間、毎年計上しておりましたが、その都度、打ち切り、再計上のような形で、引き延ばしさせていただいているところでございましたが、これ以上、曖昧な状態を続けていくのも不適當であるという判断をいたしまして、改めてこちらの連絡橋の架橋に必要な警察、消防、

それから道路管理者、これは区でございますが、そういった関係部署が集まりまして、協議を始めさせていただいたというところでございます。引き続き協議いたしまして、来年度以降、具体の設計作業等に入っていきたいと考えているところでございます。

これについて、陳情等を出された団体の方々のご同意が得られたというわけではございませんが、いつまでもこの不確定な状況を続けていくというのは適当ではございませんし、こちらの連絡橋の架橋につきましては、既に決定事項とされているところでございますので、少し遅くなってしまいましたが、具体的に着手していきたいと考えているところでございます。

大まかな予定といたしましては、来年度に必要な諸手続、それから設計を経た上で、平成28年度に工事、平成29年度から供用開始という、大まかにはそういったスケジュールでやっていきたいと考えております。

こちらの進捗状況につきましては、また随時、この委員会で報告させていただきます。

それから、その他事項の(3)、(4)につきましては、行事予定、それから広報千代田の掲載事項ですが、これは例月のとおりでございますので、資料をご確認いただきたいと思っております。

以上、4件、ご説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等はいかがでしょう。

教 育 長

広報紙については、今回、事務局で少し検討した年3回の大雑把な内容を提案させていただいています。

例えば、「教育委員のコラム」は、かなり以前はやっていた記憶がありますけれども、最近はこのコーナーはありません。教育委員の生の声をコラム的にお示しするコーナーがあってもいいのかなと思っております、今回ご提案させていただきます。

ほかにも、こういう内容があったらいいのではないかとのご意見等があれば、ぜひいただきたいですし、106号については、直近ですので、こんな感じの内容で準備をさせていただければと思います。

今日の議論を踏まえ、例えば、科学教育センターの活動なども「かけはし」で紹介したらどうかなと思いましたが、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとか、最近注目されている職の案内とか、あるいはいじめに対する取り組みですとかも載せたらよろしいかと私なりに思っています。

あとは、例えば教育委員会制度が変わるので、その案内を教育広報紙に載せている自治体もありますので、タイミング的には、こうした案内もこの時期に載せるとよいと思っています。

そのほか、ご意見等があれば、ぜひいただきたいと思っております。

近藤委員長

いかがでしょうか。何かお考え、思いつく方は出していただければと思いますが。

中川委員

どうぞ。

今、教育長がおっしゃったことは、全部106号に入れてもよろしいんじゃないかなと思いました。教育委員会自体も知られていないところもあるし、それから、本当にさっきの科学教育センターなんかも、子どもたちがどんなことをやっているんだろうとか、子どもの姿が見えてこない部分があります。やっぱり広報紙でもう少し、例えば入学式のときに、そこに出席している子たちの表情とかを出したりはしていますけど、こんなことをやっているということは、いろんな形で出したほうがいいんだろうなと思います。

教育長

106号に全部載るかはわかりませんが、学校現場の様子、例えば、この間も研究事業のことを、載せたりしていますので、学校とか、保育の現場の様子がわかるような内容についても、工夫して盛り込んでいきたいと思っています。

近藤委員長

よろしくお願いたしますというか、思い浮かんだ点がございましたらば、担当のほうにそれぞれご連絡をいただければありがたいなと思います。よろしくお願をします。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長
学務課長

それでは、次に、学務課長より報告を願います。

今日は口頭にて失礼いたします。

学級編成における区独自制度の試験的な実施についてお話をさせていただきたいと思います。

せんだって少人数教育の充実ということで、当面の方策として、区独自に弾力的な学級編成をというお話がありました。学級編成につきましては、学級編成の標準に関する法律によって、国や都道府県の教育委員会の定めた基準を標準として、学校設置者の地方公共団体の教育委員会が児童・生徒の実態を考慮して行うこととされておりまして、区独自の学級編成は可能となっているところです。

今現在の基準で言いますと、小学校1・2年生は35人学級で、3年生からは40人学級、中学校は1年生が35人学級で、2年生からは40人学級ということになっております。

こうした中で、千代田区においては、学校によっては小規模化ということで、小学校では、小学校2年生まで35人学級で、3年生になると単学級になるという学校もあります。また、中学校でも、中学1年生までは35人学級だけれども、2年生になると学級数が減となるということが課題と今なっているところがございます。

そこで、本区として、小学校3年生進級時に単学級になる場合、学級編成を弾力的に運用できるように、また、中学2年生の進級時に入学時の学級数を維持できるように対応を考えて、制度設計の検討を行うことといたしました。

この制度設計を検討するに当たりまして、試験的な実施を行って、課題等

を整理していきたいと考えております。各校長にヒアリングを行った結果ですけれども、神田一橋中において、3学年通した学級数のバランスと新2年生の生徒の実態に即した学級編制に配慮すべきという学校経営上の課題から、現在、神田一橋中学校の1年生71名ということで、基準でいくと2学級になるんですけれども、試験的に3学級ということで、学級編制を先行的に行って、試験的に実験して、いろいろと課題等を整理し、平成27年度にその課題等を見ながら、制度設計の検討を進めていきたいと考えているところです。

簡単ですが、以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等はいかがでしょう。

それ、可能であれば、全面的というか、そのときの状況によって、学校では喜ぶ部分と、反対に、さらにその先のことを考えるといろいろ難しい部分はあるんでしょうけれども、何かいろいろ話を聞くと、区費講師で対応してということなんですけれども、区費講師の対応というのは、授業だけではなかったでしたっけ。そうですね。

指導課長

学級担任は正規職員が担当しますので、中学校の場合は、例えば2年生なら2年生の学年の先生方で、学級担任をそれぞれ持ちます。1クラス増えた分の授業時数が増えますので、その分は区費講師で補っていくための区費講師の配置になります。

また、小学校の場合は、また、学級担任は正規教員ですけれども、例えば少人数指導の先生が学級担任をやる、でも、その先生は少人数指導の授業をしなければならぬので、そのほかの授業については、区費講師が授業をしていくというような形で、人的なものもセットで行うものがございます。

近藤委員長

学級数を増やせば、当然のことながら授業時数が増えるわけけれども、仕事はそれだけではない、授業だけではないでしょうから、よくよく学校と相談をしながら進めていくような形でまとめていただければと思います。

指導課長

委員長、大事な説明が漏れてました。区費講師は今まで、それこそ授業しかできなかったのですけれども、来年度から、学校の校務分掌を担えるようになるとか、あるいは学級で名簿作成だとか、テストの丸つけだとか、あるいはさまざまな学級運営をしていくための事務もできるように、要項改正しております。

近藤委員長

わかりました。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進みます。

教育委員のほうからはいかがですか、何かございますか。

どうぞ。

中川委員

先日、郵送だったと思うんですけど、九段小学校の学校の建て替えの説明会のお知らせをいただきました。そういう連絡をしてほしいという要望を以

前からしていましたので、送っていただいてありがとうございます。

これからもいろいろと、外で協議をしなければいけないことが出てくると思うので、できるだけ、情報をいただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

26日は行きたかったんですけど、行かれないので、申しわけございませんが、ぜひよろしくお願い致します。

近藤委員長 よろしく願いいたします。

どうぞ。

子ども総務課長 最後に、次回なんですけど、次年度、当初から必要な規則改正、あるいは人事案件等の議決をいただく必要がございますので、3月31日に退職校園長の辞令交付式の後、2時15分頃から臨時の教育委員会をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

近藤委員長 よろしいですね。

先ほどのご案内にもそのような記載がございましたよね。

子ども総務課長 はい。

近藤委員長 では、そのように予定をしてください。お願いいたします。

それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。